

- 経済産業省 資源エネルギー庁の「令和7年度電気・ガス料金負担軽減支援事業」（以下、本事業）により、電気料金の値引きを実施します。
- 2026年2月分～2026年4月分の電気料金において、国が定める値引き単価（特別措置単価）によりお客さまのご使用量に応じた値引きを実施いたします。
- 本件に関して、お客さまご自身でのお手続きや当社へのお申込みは不要です。

対象	弊社と低圧・高圧の電気をご契約中のお客さま ※特別高圧の電気をご契約中のお客さまは対象外	
適用期間	2026年2月分（2026年2月燃料費等調整単価適用分）から2026年4月分（2026年4月燃料費等調整単価適用分）まで	
値引き単価 (特別措置単価)	電圧	値引き単価（特別措置単価）(10%税込)
		2026年2月分及び2026年3月分
	低圧	4.50円/kWh
	高圧	2.30円/kWh
値引き方法	(低圧) 毎月のご使用量に応じて、燃料費等調整額にて値引き額を反映 (高圧) 每月のご使用量に応じて、個別の項目（「政府の支援による値引き」）にて、電気料金から値引き	

適用期間と値引単価

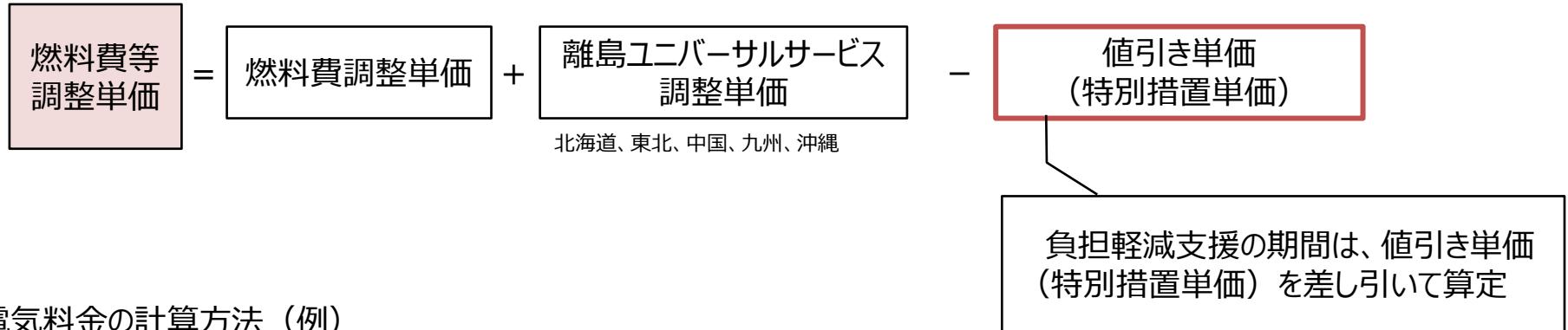
- 適用期間：2026年2月分～2026年4月分の電気料金
- 値引単価：2026年2月分、3月分 低圧:4.50円/kWh 高圧2.30円/kWh
2026年4月分 低圧:1.50円/kWh 高圧0.80円/kWh

	検針日・計量日	12月	1月	2月	3月	4月	5月
低圧	1日 (分散)		2月分	3月分	4月分		
	値引単価		4.5円/kWh	4.5円/kWh	1.5円/kWh		
	1日以外 (分散)		2月分	3月分	4月分		
	値引単価		4.5円/kWh	4.5円/kWh	1.5円/kWh		
高圧	1日 (繰上)		2月分	3月分	4月分		
	値引単価		2.3円/kWh	2.3円/kWh	0.8円/kWh		
	1日以外 (分散)		2月分	3月分	4月分		
	値引単価		2.3円/kWh	2.3円/kWh	0.8円/kWh		

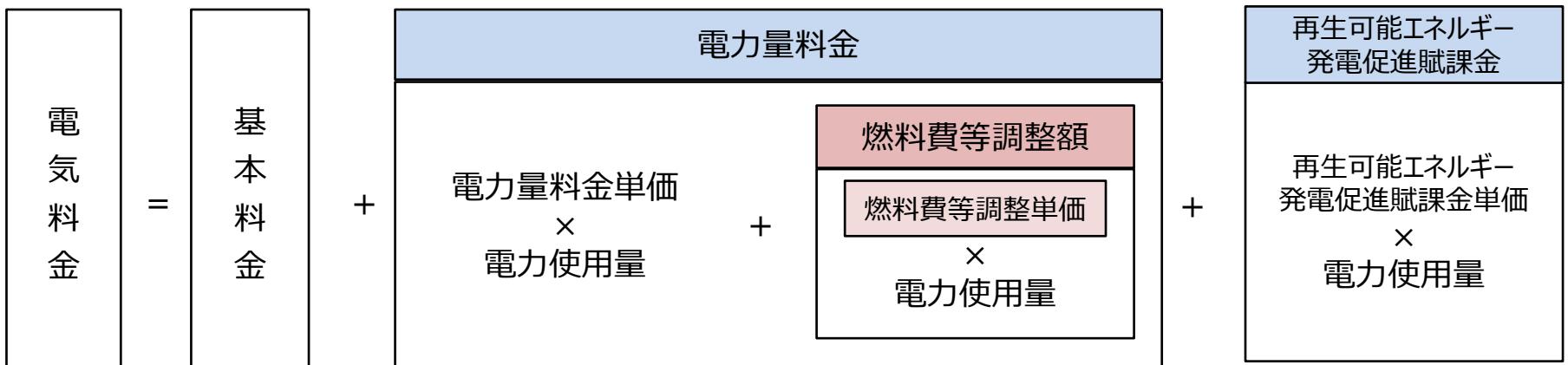
値引きのイメージ（低圧）

燃料費等調整単価

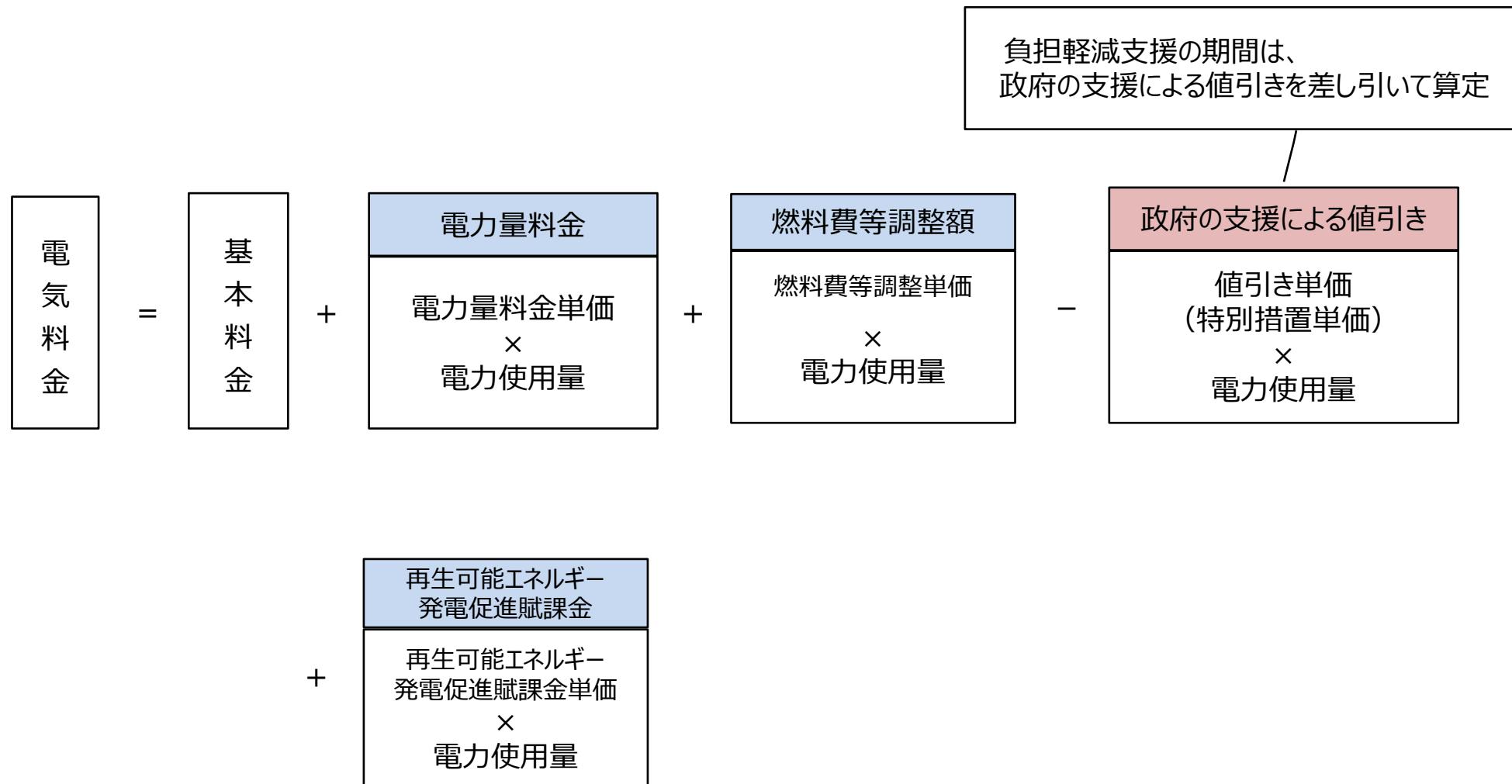
- ・燃料費等調整単価 = 燃料費調整単価 + 離島ユニバーサルサービス調整単価 - 値引き単価（特別措置単価）



電気料金の計算方法（例）



電気料金の計算方法



低圧のお客さまの供給条件

低圧の電気供給約款、契約書申込書によらず、以下のように変更いたします。

1 適用期間

2026年2月分（2026年2月燃料費等調整単価適用分）から2026年4月分（2026年4月燃料費等調整単価適用分）まで

2 燃料費等調整単価

（1）燃料費調整単価

燃料費調整単価は、電気供給約款（低圧）附則3（燃料費調整）(1)口によって算定された値といたします。

（2）離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、電気供給約款（低圧）附則6（離島ユニバーサルサービス調整）(1)口によって算定された値といたします。

（3）燃料費等調整単価

・燃料費等調整単価 = 燃料費調整単価 + 離島ユニバーサルサービス調整単価^{※1} - 特別措置単価

※1（対象エリア）北海道、東北、中国、九州、沖縄

2022年5月から2023年3月までの電気供給約款適用のお客さまは、九州エリアのみ適用します。

・特別措置単価

電圧	適用期間	特別措置単価（10%税込）
低圧	2026年2月分及び2026年3月分	4.50円/kWh
	2026年4月分	1.50円/kWh

3 料金

1（適用期間）における、電気供給約款（低圧）に定める電力量料金は、電気供給約款（低圧）に定める燃料費等調整額によらず、その1月の使用電力量に2（燃料費等調整単価）に定める燃料費等調整単価（3）によって算定される燃料費等調整額を加えるものといたします。ただし、最低料金の定めがある場合の燃料費等調整額については、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費等調整単価とします。

4 適用期間の燃料費等調整単価

適用期間における燃料費等調整単価は、弊社ホームページ（<https://www.ennet.co.jp/price/>）にてご確認いただけます。

5 個別に供給条件を締結しているお客さま

電気供給約款（低圧）に加えて、供給条件を契約書等にて定めている場合も、燃料費等調整単価から特別措置単価を値引きいたします。

高圧のお客さまの供給条件

高圧の電力売買約款を以下のように変更いたします。

1 適用期間

2026年2月分（2026年2月燃料費等調整単価適用分）から2026年4月分（2026年4月燃料費等調整単価適用分）までとします。

2 政府支援による特別措置単価

政府支援による特別措置単価は、以下のとおりとします。

電圧	適用期間	政府支援による特別措置単価（10%税込）
高圧	2026年2月分及び2026年3月分	2.30円/kWh
	2026年4月分	0.80円/kWh

※特別高圧は政府支援による特別措置単価の適用はありません

3 政府支援による特別値引の対象となる使用電力量

政府支援による特別値引の対象となる使用電力量は、その「1月」の常時供給電力、予備電力及び自家発補給電力の使用電力量の合計電力量とします。

4 政府支援による特別値引

政府支援による特別値引は、上記3（政府支援による特別値引の対象となる使用電力量）に定めるその「1月」の使用電力量に、上記2に定める政府支援による特別措置単価を乗じて算定します。

5 電気料金

1（適用期間）に定める適用期間における電気料金は、電力売買約款第10条（料金の算定及び支払条件）（2）（電気料金）の規定により算定した合計金額から、上記4（政府支援による特別値引）に定める政府支援による特別値引を差し引いた金額とします。

6 個別に供給条件を締結しているお客さま

電力売買約款に加えて、供給条件を契約書等にて定めている場合においても、同様に、電気料金から政府支援による特別値引を行います。